

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業
(町田忠生小山エリア・南エリア)
募集要項

2022年8月1日



《目 次》

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	2
(1) 事業概要.....	2
3. 事業者の提案参加に関する事項	8
(1) 応募者の構成等.....	8
(2) 応募者の資格等.....	9
(3) 参加資格要件の確認基準日.....	12
(4) 応募者及び協力企業の失格・変更.....	12
4. 事業者の募集及び選定に関する事項	13
(1) 事業者選定に関する基本的事項.....	13
(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール.....	13
(3) 給食センター事業用地・配送対象校現地見学会の開催.....	14
(4) 募集要項等に関する質問及び意見の受付.....	15
(5) 参加表明書の提出.....	16
(6) 事業提案書等の提出.....	16
(7) 応募に当たっての注意事項.....	17
5. 事業提案書の審査等に関する事項	18
(1) 事業提案書の審査.....	18
(2) 優先交渉権者及び次点候補者の決定.....	18
(3) 審査結果及び評価の公表.....	18
6. 契約等に関する事項	19
(1) 基本協定の締結.....	19
(2) SPCの設立等に関する要件.....	19
(3) 事業契約の締結.....	19
(4) 契約保証金.....	19
(5) 事業契約書作成費用.....	20
7. 書類提出先・問合せ先	21

1. 募集要項の定義

この「(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)募集要項」(以下、「募集要項」という。)は、町田市(以下、「市」という。)が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づき、2022年8月1日に特定事業として選定した、「(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)」(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たり、本事業への参加希望者を対象に公表するものである。

本募集要項と合わせて公表する下記の別添書類は、本募集要項と一体のもの(以下、「募集要項等」という。)とする。

別添書類1 要求水準書

別添書類2 事業者選定基準

別添書類3 様式集

別添書類4 事業契約書(案)

別添書類5 基本協定書(案)

本事業の基本的な考え方は、2022年7月1日に公表した実施方針等と同様であるが、本事業の条件等は、実施方針等に関する質問・意見への回答を反映している。募集要項等と実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見への回答に相違がある場合は、募集要項等に規定する内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項は、実施方針等に関する質問・意見への回答及び募集要項等に関する質問・意見への回答によることとする。

2. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業名称

(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)

② 公共施設等の管理者等の名称

町田市長 石阪 丈一

③ 事業方法

本事業はPFI法に基づき、民間事業者(以下、「事業者」とする。)が中学校給食センターの設計・建設業務を行い、市に施設の所有権を移転した後、事業終了までの期間、維持管理業務及び運営業務を実施する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

④ 本事業の目的

市では、2021年1月の町田市学校給食問題協議会による『新たな中学校給食の提供方式について』の答申を受け、「全員給食・食缶方式・市所有施設・給食センター方式」による中学校給食の実施に向けた検討を進め、2022年3月に「まちだの中学校給食センター計画～おいしく食べて 地域みんなで健康に！～」(以下、「基本計画」という。)を策定した。

基本計画では、市は、新たに中学校において全員給食を導入し、小・中学校9年間を通じた学校給食の取組を推進することによって、子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「生きる力」を育み、「食を正しく選びとる力」をより強化している。また、給食センターのコンセプトを「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」として、「魅力的で美味しい給食を中学生たちに届けるセンター」と「地域とつながりあい、新しい価値を生み出しつづけるセンター」を、目指す姿として位置づけた。

これらを踏まえ、本事業は、市内3か所の計画地のうち、町田忠生小山エリア及び南エリアにおける中学校給食センターの建設及び施設の運営・維持管理業務を、PFI手法により包括的に発注し、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減、財政負担の平準化等に取り組み、給食センターが目指す姿を効果的・効率的に実現することを目的とする。

⑤ 施設概要

町田忠生小山エリア給食センター及び南エリア給食センターの施設概要、敷地条件・立地条件は、「別添1 要求水準書」を参照すること。

⑥ 事業期間

各給食センターの事業期間は次のとおりとする。

- 1) 町田忠生小山エリア給食センター
契約締結日:2023年3月を予定
設計・建設期間:事業契約締結の日から2025年1月まで(1年10か月間)
開業準備期間:2025年2月から2025年3月まで(2か月間)
供用開始年月日:2025年4月1日
運営・維持管理期間:供用開始日から2040年3月まで(15年間)

- 2) 南エリア給食センター
契約締結日:2023年3月を予定
設計・建設期間:事業契約締結の日から2025年6月まで(2年3か月間)
開業準備期間:2025年7月から2025年8月まで(2か月間)
供用開始年月日:2025年9月1日
運営・維持管理期間:供用開始日から2040年3月まで(14年7か月間)

⑦ 業務範囲

本業務における事業者及び市の業務範囲は次のとおりとする。詳細は「別添1 要求水準書」を参照すること。

- 1) 事業者が行う業務
 - a) 施設整備業務
 - ・ 設計業務(基本設計・実施設計)
 - ・ 建設業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 調理設備等調達業務
 - ・ 食器食缶等及びコンテナ調達業務
 - ・ 施設備品等調達業務
 - ・ 配送車両調達業務

※設計業務、建設業務及び工事監理業務は、併設施設(消防器具置場、街区公園及び雨水調整池)を事業範囲に含む。
 - b) 開業準備業務
 - c) 維持管理業務
 - ・ 建築物維持管理業務
 - ・ 建築設備維持管理業務
 - ・ 附帯施設維持管理業務
 - ・ 調理設備維持管理業務
 - ・ 食器食缶等及びコンテナ維持管理・更新業務
 - ・ 施設備品等維持管理業務
 - ・ 配送車両維持管理業務
 - ・ 外構等維持管理業務

- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 修繕業務

※外構等維持管理業務、環境衛生管理・清掃業務、警備業務及び修繕業務は、雨水調整池を事業範囲に含む。

- d) 運營業務
 - ・ 食材調達・検収支援業務
 - ・ 給食調理業務
 - ・ 洗浄等業務
 - ・ 配送及び回収業務
 - ・ 学校における配膳業務(直接搬入品の受入れを含む)
 - ・ 残渣等処理業務(直接搬入品及びその容器等の回収を含む)
 - ・ 各業務に付随する日常の衛生管理業務
 - ・ 学校給食運営支援業務(献立作成、食育支援等)
 - ・ 広報・災害対応・利用者対応等業務
- e) 給食センターの新たな価値形成に係る取組(事業内提案事業・自主事業)

2) 市が行う業務

- a) 施設整備業務
 - ・ 学校の配膳室等改修工事
- b) 運營業務等
 - ・ 食材調達・検収業務
 - ・ 献立作成・栄養管理・食育業務
 - ・ 衛生管理・調理指示業務
 - ・ 食数調整決定
 - ・ 検食
 - ・ 給食費の徴収管理業務
 - ・ 配膳室等維持管理業務
 - ・ 消防器具置場運營業務
 - ・ 街区公園維持管理業務

なお、市が行うとしている業務のうち、事業者側で実施可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書(方針・体制・所要費用)を市に提案することができる。

※上記の提案を行う場合は、提案価格には含めず、別途提案すること。

※事業者は、市に対して同上の提案を、契約期間中いつでもすることが可能である。

⑧ 給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業

市の給食センターは、基本計画に定めた「食を通じた地域みんなの健康づくり拠点」を目指すものであり、市は事業者に対し、給食センターが学校給食の提供に留まらない新たなサービス・価値

を、地域に提供するための多様な取組の実施を求め、もって、地域の健康増進と地域経済の活性化、市の財政支出の軽減等の多面的な効果を期待する。

上記の取組は、以下の表のとおりに大別する。いずれの取組も、「食を通した地域みんなの健康づくり拠点」の形成を具現化する取組であることは共通しているが、以下の表に記載の点で異なる。

▼事業内提案事業と自主事業の比較

	事業内提案事業	事業者の提案による自主事業
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「別添1 要求水準書」において事業者具体的な取組内容の提案を求めもの ・その他、サービス対価内で事業者から実施の提案をするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の独立採算により実施する収益型事業
業務の位置付け	運營業務のひとつ(市の委託業務)	事業者が自主的に行う業務
費用負担	サービス対価に含む	事業者の負担
市への収益還元	事業による収益は、全額市に属する	事業による収益は、全額事業者に属する。ただし、収益の市への一部還元を提案できる。

事業内提案事業及び自主事業の内容は事業者の提案によるものとする。地域へのサービス提供及び市の財政負担軽減に効果がある場合には、施設内に自主事業の実施に必要な施設機能や設備を事業者の責任及び費用により導入することができる。実施に当たっての条件等の詳細については、「別添4 事業契約書(案)」において示すが、以下の条件を満たさないと市が認めた場合には、市は事業内提案事業及び自主事業の中止を指示することがある。

なお、事業者は、事業内提案事業及び自主事業に関する提案を、市に対して契約期間中いつでも行うことが可能である。

- a) 施設整備や自主事業の運営において、主体事業である本施設の運營業務及び維持管理業務に影響を及ぼさないこと。
- b) 学校給食法を始めとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのない事業であること。
- c) 市から許可を受けた内容と異なる事業内提案事業及び自主事業を実施しないこと。
- d) 自主事業実施に伴うすべての費用及びリスクは、事業者の負担であること。
- e) 自主事業実施に伴い、事業者の新たな投資により形成された資産については、契約期間満了時において事業者の責任において撤去又は処分を行うこと。

市は、本事業について国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、事業者が提案する自主事業の内容が、地域へのサービス提供及び市の財政支出の軽減に対して効果が高いと認める場合においては、国からの交付金の交付を受けないことも想定する。

⑨ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。市は、本件整備・運營業務に関する対価として、事業者の提案を基に決定した金額を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って、事業者に支払うものとする。詳細は「別添4 事業契約書(案)」を参照すること。

1) 建設の対価

市は、施設整備費用に相当する対価のうち、「別添4 事業契約書(案)」に定める一定額(国庫補助額及び市が借入する市債に相当する金額)を、建設期間終了後速やかに支払い、その残額を運営・維持管理期間中において均等に支払うものとする。なお、自主事業の実施により国の交付金の交付を受けない場合における建設期間終了後に支払う対価は、市が借入する市債に相当する金額となる。

2) 運営・維持管理の対価

市は、運営開始日から事業期間終了日までの間(運営・維持管理期間)において、事業者が実施する開業準備に要する費用及び運営・維持管理業務に要する費用に相当する対価を支払うものとする。

なお、運営・維持管理期間中に支払う対価は、給食提供日数(基準日数)を前提に算出された提案金額をもとに、基準日数よりも多い(又は少ない)日数の給食提供を行った場合に、増減させる。増減調整は、応募者より提案された給食提供1日あたりの変動金額に基づき行う。詳細については、「別添4 事業契約書(案)」において示す。

3) 自主事業の収益

事業者は、自主事業を実施する場合、自主事業に係る売上を自らの収入とすることができるとともに、その収益の一部を市に還元することを提案できる。なお、自主事業の実施に必要な経費や光熱水費等は、すべて事業者の負担とする。

⑩ 施設使用料

事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、原則として、町田市行政財産使用料条例に基づき、施設使用料を徴収する。

使用料金額は、条例の規定に基づき、整備する施設に応じて事業者が予定額を提案の上、市と協議して決定するものとする。

⑪ 光熱水費、通信費等の負担

本事業に係る光熱水費及び通信費等は、すべて事業者が負担する。事業者は、業務遂行にあたり、環境負荷の低減、及び本事業に係る市の財政負担の軽減の両観点から、光熱水費等の削減に努めること。

⑫ 遵守すべき法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」のほか、学校給食法や建築基準法等関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。詳細は「別添1 要求水準書」を参照のこと。

と。

⑬ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本施設を「別添1 要求水準書」に示す良好な状態で引き渡すこと。

⑭ 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、町田市ホームページにおいて行う。

町田市ホームページにおける本事業に係る掲載ページ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/torikumi/juniorhs-feedingcenter/index.html>

3. 事業者の提案参加に関する事項

(1) 応募者の構成等

- 1) 本事業の応募者は、本施設の設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、調理設備等調達業務を行う者、調理業務を行う者及び維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。
- 2) 応募者を構成する者のうち、「6. (2) S P Cの設立等に関する要件」に示すS P Cに出資を予定し、S P Cから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、S P Cから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。応募者を構成する者は、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- 3) 応募者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。
- 4) グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、グループの構成員と資本関係及び人的関係にある者は、他のグループの構成員として参加することはできない。

なお、資本関係及び人的関係にある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

ア) 資本関係

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。)又は子会社の一方が更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項の規定による更生会社をいう。以下、同じ。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。)
- ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

次のいずれかに該当する者。ただし、iについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任されたものをいう。)を現に兼ねている場合
- iii その他事業者選定手続きの適正さが阻害されると認められる場合

ウ) その他ア)又はイ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の資格等

① 応募者の参加資格要件(共通)

応募者の構成員又は協力企業が次のいずれかに該当する場合は、応募者になることができない。なお、子会社又は親会社が該当する場合を含む。

- 1) PFI法第9条各号に該当する者
- 2) 町田市入札参加資格停止措置要綱(昭和62年5月1日適用)による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱(平成21年12月1日施行)による入札参加資格停止措置期間中である者
- 3) 経営不振の状態にあると認められる者(会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)
- 4) 直近営業年度における法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 5) 「町田市契約における暴力団排除措置要綱に関する特約(別添5 基本協定書(案)別紙4参照)」第3条第1項各号に該当する者
- 6) 子会社又は親会社が3)から5)までのいずれかに該当する法人
- 7) 選考委員会の委員が属する団体及び関連団体(研究室、企業又はその企業の子会社若しくは親会社等)
- 8) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、及び、同社が本アドバイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所、株式会社学給絵所舎並びに株式会社岩田幸司設計事務所と資本関係又は人的関係のある者

② 応募者の参加資格要件(業務別)

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、調理設備調達業務を行う者、調理業務を行う者及び維持管理業務を行う者等は、上記の共通要件のほか、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

- 1) 設計業務を行う者
次に掲げる要件を満たすこと。ただし、設計業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア、イ)及びウ)の要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。
 - ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと。

- ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- エ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、この場合の「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は HACCP に関する審査員資格等を有する者を本事業に従事させること等をいう。
- オ) 2012 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

2) 建設業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、建設業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)、イ)、ウ)及びカの要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。

- ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建設業法第 28 条の規定による監督処分を受けていないこと。
- ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。
- エ) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、建築一式工事の総合点数が 900 点以上であること。総合点数については、最新のものに限る。
- オ) 2012 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体が発注した延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工を代表企業として履行した実績を有していること。
- カ) 工事監理業務を行う者と、同一企業又は資本金面若しくは人事面において関連がないこと。

3) 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)、イ)、ウ)及びカの要件については、すべての事業者がそれぞれすべて満たすこと。

- ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ) 参加表明書の受付締切日から提出書類(事業提案書)の提出締切日までの間において、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと。
- ウ) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- エ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、この場合の「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000

認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設的设计実績、ドライシステムの学校給食施設的设计実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は、HACCP に関する審査員資格等を有する者を従事させること等をいう。

- オ) 2012 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の工事監理実績を有していること。
- カ) 建設業務を行う者と、同一企業又は資本面若しくは人事面において関連がないこと。

4) 調理設備等調達業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、調理設備等調達業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)の要件については、すべての事業者がそれぞれ満たすこと。

- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「家電・カメラ・厨房機器等」であること。
- イ) 2012 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設における調理設備等の調達業務の実績を有していること。

5) 調理業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、調理業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者がすべての要件を満たし、以下に示すア)の要件については、すべての事業者がそれぞれ満たすこと。

- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。
- イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、又は HACCP に関する審査員資格等を有する者を従事させること等をいう。
- ウ) 2012 年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1 回 3,000 食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の運営能力を有していること。
- エ) 各施設において1回当たりに提供する最大食数以上の食数を調理する学校給食施設又は集団調理施設等における実務経験が 10 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として各施設に1名以上ずつ、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

6) 維持管理業務を行う者

- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。

7) その他の業務を行う者

- ア) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があ

ること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

(4) 応募者及び協力企業の失格・変更

参加資格確認基準日以降に、応募者の構成員及び協力企業のいずれかが「応募者の参加資格要件(共通)」に定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、又は、「応募者の参加資格要件(業務別)」を満たさなくなった場合(以下、「参加資格要件を欠く等の事態」という。)には、当該応募者は失格とする。

ただし、以下に示す場合についてのみ、継続して提案審査等に参加することができるものとし、また、参加表明書提出後の応募者の構成員又は協力企業の追加・変更は、以下に示す場合を除いて認めないものとする。

① 参加資格確認基準日から事業提案書提出時まで

- 1) 代表企業以外の構成員又は協力企業が、参加資格要件を欠く等の事態に至った場合は、次の場合に限り、継続して提案審査に参加できる。
 - a) 当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
 - b) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

② 事業提案書提出後から事業契約締結まで

- 1) 代表企業以外の構成員又は協力企業が、参加資格要件を欠く等の事態に至った場合は、次の場合に限り、当該応募者の参加資格、優先交渉権者又は次点候補者としての地位を引き続き有効なものとして取り扱う。
 - a) 当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件等を欠いた日とする。
 - b) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

4. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定に関する基本的事項

① 選定の方法

本事業では、設計、建設・工事監理、開業準備、運営・維持管理の各業務及び応募者の提案に基づき任意で実施する自主事業において、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウに基づいた、創意あふれる効率的かつ効果的な事業実施が求められる。また、長期に及ぶ事業期間において、確実に事業遂行ができる総合的な能力が求められる。

このことから、事業者の選定は、競争性・透明性の確保に配慮した上で、市の性能発注に対する事業者の技術提案と提案価格を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により実施する。

② 提案上限額

応募にあたっては、下記の提案上限額の範囲内で提案価格を算出すること。提案額が本金額を上回る場合は提案の内容によらず失格とする。

10,211,658,000円(消費税及び地方消費税を含む)

③ 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

1) 資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

2) 提案審査

市は、資格審査通過者に対し、提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

④ 選考委員会の設置と評価

市は、審査にかかる公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者・市職員等から構成する町田市中学校給食センター整備運営事業候補者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。選考委員会は、「別添2 事業者選定基準」に従って事業提案書の審査及び評価を行う。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、選考委員会の委員に対し、事業者選考に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日程(予定)	内容
2022年8月1日	募集要項等の公表
2022年8月5日、8月8日	給食センター事業用地・配送対象校現地見学会
2022年8月12日	募集要項等に関する質問・意見受付期限(1回目)
2022年8月下旬	募集要項等に関する質問・意見への回答の公表(1回目)
2022年9月7日	募集要項等に関する質問・意見受付期限(2回目)
2022年9月下旬	募集要項等に関する質問・意見への回答の公表(2回目)
2022年9月30日	参加表明書の受付期限
2022年10月上旬	資格審査結果の通知
2022年11月18日	事業提案書の受付期限
事業提案書を受け付けた日 ～2022年12月下旬	事業提案書の審査
2022年12月下旬	事業提案書のプレゼンテーション審査 ※日程は後日応募者に通知する予定
2022年12月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表
2023年1月上旬	基本協定の締結
2023年1月下旬～2月上旬	事業契約の仮契約の締結
2023年3月	本契約の締結

(3) 要求水準書添付資料の個別貸与

要求水準書の添付資料のうち市貸与資料としているものについて、貸与を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1) 提出書類 | 「別添3 様式集」を参照すること。 |
| 2) 提出媒体 | 紙媒体(要押印) |
| 3) 提出先 | 「7. 書類提出先・問合せ先」に郵送又は持参すること。 |

(4) 給食センター事業用地・配送対象校現地見学会の開催

給食センター事業用地・配送対象校現地見学会を、次のとおり開催する。

① 開催要領

- | | |
|---------|--|
| 1) 開催日時 | <町田忠生小山エリア給食センター>
2022年8月5日(金)9時30分から16時20分まで
<南エリア給食センター>
2022年8月8日(月)9時20分から14時まで
悪天候の場合等の予備日:2022年8月9日(火) |
|---------|--|

※いずれの日程も見学会の状況により終了時間が前後する可能性がある。

- | | |
|-----------|---|
| 2)開催場所 | 各給食センター事業用地及び各配送対象校 |
| 3)集合時間・場所 | 申込者に別途お知らせする。 |
| 4)開催概要 | 給食センター事業用地及び各配送対象校を訪問し、配膳室や車両通路等の現況を公開する。 |
| 5)注意事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 1社につき、2名までの参加とする。・ 学校間の移動手段は参加者各自で用意するものとし、学校敷地内への自動車の乗り入れは不可とする。・ 各学校では市職員の指示に従うこと。市職員の指示に従わない場合や無断で見学ルート以外に立ち上がった場合等には、即時に当該参加者に学校からの退去を命じ、以後の見学会への参加を認めない。・ 参加申込書に記載した者以外の者の参加は認めない。・ 写真撮影は認めるが、生徒等の個人情報映らないようにすること。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。 |

② 申込方法

現地見学会に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- | | |
|--------|--|
| 1)提出書類 | 「別添3 様式集」を参照すること。 |
| 2)提出媒体 | 電子データ(文書形式はMicrosoft-Wordとする) |
| 3)申込期限 | 2022年8月4日(木)正午まで |
| 4)提出先 | 「7. 書類提出先・問合せ先」にE-mailで提出すること。
※件名は「給食センター現地見学会(社名)」とし、開封確認設定を付すこと。 |

(5) 募集要項等に関する質問及び意見の受付

① 提出方法

募集要項等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- | | |
|--------|---|
| 1)提出書類 | 「別添3 様式集」を参照すること。 |
| 2)提出媒体 | 電子データ(文書形式はMicrosoft-Excelとする) |
| 3)提出期限 | 【1回目】 募集要項等公表後から2022年8月12日(金)17時まで
【2回目】 1回目回答公表後から2022年9月7日(水)17時まで |
| 4)提出先 | 「7. 書類提出先・問合せ先」にE-mailで提出すること
※件名は「募集要項等に関する質問書」には「給食センター募集要項質問(社名)」、「募集要項等に関する意見書」には「給食センター募集要項意見(社名)」と表記し、開封確認設定を付 |

すこと。

※質問と意見の両方を提出する場合は、それぞれ別のメールで提出すること。

② 回答方法

- 1) 回答公表
- 2) 回答方法

【1回目】2022年8月下旬、【2回目】2022年9月下旬
質問及び意見に対する回答は、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで一括して公表する。

※事業者等から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

※質問及び意見の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

(6) 参加表明書の提出

① 提出方法

本事業に応募する者は、その代表企業が下記要領で参加表明に係る必要書類を提出すること。

- 1) 提出書類 「別添3 様式集」を参照すること。
- 2) 提出媒体 紙(部数:正本1部、要押印)及び電子データ
- 3) 提出期限 募集要項等公表後から9月30日(金)17時まで(必着)
※紙及び電子データの両方を期限までに提出すること。
- 4) 紙媒体の提出方法 「7. 書類提出先・問合せ先」に持参又は郵送(簡易書留)すること。
- 5) 電子媒体の提出方法 「7. 書類提出先・問合せ先」にE-mailで提出すること
※件名を「【PFI】給食センター参加表明書(社名)」とし、開封確認設定を付すこと。
※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。

② 資格審査の通知

市は、参加資格に係る審査を行い、受付後1週間を目途に審査結果を応募者に通知する。

(7) 事業提案書の提出

資格審査通過者は、その代表企業が事業提案書を次のとおり提出すること。

- 1) 提出書類 「別添3 様式集」を参照すること。
- 2) 提出媒体 紙(部数:正本1部、副本7部)及び電子データ

- | | |
|--------------|--|
| 3) 提出期限 | 2022年11月1日9時から11月18日17時まで(必着)
※紙及び電子データの両方を期限までに提出すること。 |
| 4) 紙媒体の提出方法 | 「7. 書類提出先・問合せ先」に持参又は郵送(簡易書留)すること。 |
| 5) 電子媒体の提出方法 | 「7. 書類提出先・問合せ先」にE-mailで提出すること。
※件名を「【PFI】給食センター事業提案書(社名)」とし、開封確認設定を付すこと。
※ファイル転送サービスで送信する場合は、使用するシステムの送受信環境及びセキュリティリスクを応募者側で事前に確認すること。 |

(8) 応募に当たっての注意事項

- 1) 応募に要するすべての費用は、応募者の負担とする。
- 2) 事業提案書の提出は、1者につき1案とする。
- 3) 事業提案書の提出後は、事業提案書に記載された内容の変更を認めない。
- 4) 提出された書類は返却しない。
- 5) 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。
- 6) 事業者から提出された事業提案書の著作権は事業者に属するものとする。
- 7) 市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合、事業提案書の全部又は一部を無償で利用することができるものとする。また、事業者から提出される事業提案書その他の書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- 8) 本事業及び本事業への応募で使用する言語は日本語とし、単位通貨は円とする。

5. 事業提案書の審査等に関する事項

(1) 事業提案書の審査

事業提案書が提出された後、選考委員会は、「別添2 事業者選定基準」に従い、事業提案書の審査及び評価を行う。詳細は「別添2 事業者選定基準」を参照すること。

(2) 優先交渉権者及び次点候補者の決定

市は、選考委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、各応募者に通知する。

(3) 審査結果及び評価の公表

審査結果及び評価は、町田市ホームページにおいて公表する。

6. 契約等に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者の構成員及び協力企業は、協議を行い、協議が整った場合には、「別添5 基本協定書(案)」に基づき、基本協定を締結する。

市と優先交渉権者の協議が整わず、市が基本協定の締結に至らないと判断した場合又は優先交渉権者が失格になった場合は、次点候補者と基本協定の締結に向けた協議を行う。

(2) SPCの設立等に関する要件

- 1) 優先交渉権者の構成員は、仮契約締結前までに、本事業を実施するSPCを町田市内に設立すること。
- 2) SPCは、会社法に定める非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。
- 3) 優先交渉権者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超える議決権を保有すること。また、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。
- 4) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、「別添4 事業契約書(案)」に基づき、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。その後、事業契約締結に係る議案が町田市議会で議決されたときに、事業契約の本契約となるものとする。なお、当該議案は、令和5年第1回町田市議会定例会に上程する予定である。

なお、市とSPCとの間で事業契約の締結に至らなかった場合の処理については、「別添5 基本協定書(案)」を参照すること。

(4) 契約保証金

SPCは、本契約締結と同時に契約保証金の納付又は履行保証保険への加入をしなければならない。詳細は、「別添4 事業契約書(案)」を参照すること。

(5) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用はすべて、事業者の負担とする。

7. 書類提出先・問合せ先

町田市教育委員会 学校教育部 保健給食課

〒194-8520 東京都町田市森野二丁目2番22号

TEL:042-724-2177

E-mail:mcity5600@city.machida.tokyo.jp (受信専用)

ホームページアドレス:<https://www.city.machida.tokyo.jp/>